

(別紙)

重要事項説明書

- 介護老人保健施設サービス（入所）
- 短期入所療養介護
- 介護予防短期入所療養介
- 通所リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 訪問リハビリテーション
- 介護予防訪問リハビリテーション

介護老人保健施設すばる六甲

| | |
|-------|-----------|
| 説明年月日 | 年 月 日 () |
| 説明職員 | |

介護老人保健施設すばる六甲 重要事項説明書

1. 介護老人保健施設すばる六甲の運営方針及び目的

介護老人保健施設すばる六甲では、当施設のサービス利用者にとっては、家庭により近い環境のもとで要介護者等に医学的管理の下に看護・介護・リハビリテーションを一体的に提供して、要介護者等の ADL（日常生活動作）の自立を働きかけ、生活の質の向上を図るとともに家庭復帰を促進することを目的としています。

そして、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービスを提供し、在宅ケアを支援させていただいております。また、通院が困難な利用者の自宅を訪問して必要なリハビリテーションを行います。

2. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設すばる六甲
- ・開設年月日 平成27年6月1日
- ・所在地 神戸市灘区鶴甲1丁目3番10号
- ・電話番号 078-843-0501
- ・ファックス番号 078-855-4114
- ・管理者 西脇 正美
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設（2850280047号）

(2) 入所定員 100名（全室ユニット型個室 100室）

(3) 通所定員 30名

3. 施設職員の配置人員（令和6年2月29日現在）

| | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|---------|----|-----|-------------------------------------|
| 医師 | 1 | 1 | 利用者の病状把握・施設全体管理 |
| 薬剤師 | | 2 | 薬の管理・提供 |
| 看護師 | 8 | 11 | 療養生活における看護業務 |
| 介護職員 | 38 | 26 | 療養生活における介護業務 |
| 理学療法士 | 4 | | 機能回復・維持・向上を目標に生活リハビリを提供して生活の幅を広げる援助 |
| 作業療法士 | 2 | | |
| 言語聴覚士 | 1 | | |
| 歯科衛生士 | 1 | | |
| 管理栄養士 | 2 | | 栄養管理 |
| 支援相談員 | 4 | | 相談指導・相談援助業務 |
| 介護支援専門員 | 1 | | ケアプラン作成 |
| 事務職員 | 5 | 2 | 総務・経理等 |
| その他 | | 4 | |

4. サービス提供内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 食事（食事は原則としてラウンジでお願いします。）
 - ア) 朝食 8時～
 - イ) 昼食 12時～
 - ウ) 夕食 18時～
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 訪問リハビリテーション
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑬ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ 理美容サービス（月2回程度）
- ⑯ 行政手続代行

5. 身体的拘束及び行動制限

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害等生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

やむを得ず身体的拘束等により行動を制限する場合は、事前に、利用者及び家族等に行動制限判断の経緯、根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し同意を得ることとします。

なお、当施設では、身体拘束適正化のための指針を定め、身体拘束の廃止に向けて委員会を設置しています。

6. 施設利用に当たっての留意事項

(1) 施設利用中の食事

特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、当施設では食生活の充実が利用者の心身の状態に大きく影響を及ぼすものと捉え管理栄養士による栄養管理サービスを提供しております。

つきましては、利用者の栄養状態の管理また食中毒や誤嚥等の事故防止上、飲食物等の持ち込みは原則ご遠慮いただいております。

(2) 面会

10:00～18:00 まで（事情によっては、時間外の対応も可能です。）

(3) 外出・外泊

各階のサービスステーションに所定の用紙がございますので必要事項を記入して職員にお渡しください。原則として1週間前までには、事務所に連絡してください。（外泊は月に6日を限度とさせていただきます。）

(4) 飲酒・喫煙

施設内での飲酒・喫煙は禁止します。

- (5) 施設の設備・備品の利用
損害を与えないこと。破損等が生じた場合、利用者及び家族等にご請求させていただく場合があります。
- (6) 所持品・備品等の持ち込み
療養生活において必要と考えられるものに限定します。持ち込みご希望の場合は事前にお申し出ください。
- (7) 金銭・貴重品の管理
所持金は必要最低限とし原則自己管理でお願いします。施設では、盗難、紛失等に関し一切責任を負えません。
- (8) 外泊時等の施設外での受診
施設入所者である証明及び老人医療受給者証が必要です。施設に事前連絡をお願いします。
- (9) 禁止事項
多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ペットの持ち込み、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等を禁止します。

7. 利用料金

利用者及び家族等は、連帯して当施設に対し、介護保健施設サービスの対価として、利用料金を月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービス提供の合計額をお支払い願います。

利用者及び家族等が指定する方に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書(介護報酬の自己負担分、滞在費及び食費、介護保険給付対象外のサービス利用料)を、毎月10日までに発行します。利用者及び家族等は、連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の月末までにお支払いをお願いします。なお、支払いの方法は、指定金融機関口座、引落指定口座振込若しくは現金支払いのいずれかの方法によります。利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は家族等の指定する方に対して、領収書を所定の方法により交付します。

利用料金の滞納があった場合、連帯保証人は利用者もしくは支払い義務者が負担する一切の債務を限度額(限度額300,000円)の範囲内で連帯保証をお願いします。

8. 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

- ・ 名 称 医療法人 康雄会 西病院
- ・ 住 所 神戸市灘区備後町3丁目2-18 電話 078-821-4151

協力歯科医療機関

- ・ 名 称 佐藤歯科医院
- ・ 住 所 神戸市東灘区御影山手4丁目16-14 電話 078-851-8850

(2) 緊急時の対応

サービス提供等にあたって、施設管理者が事故等緊急対応が必要と判断した場合、利用者に対し必要な措置を講じます。

施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。また、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

また、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合など、当施設から利用者及び家族等が指定する緊急連絡先に連絡します。

9. 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は家族等に関する個人情報の利用目的を別に定め適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。職員の退職後も同様の取り扱いとします。

但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

10. 要望及び苦情相談

支援相談員にお気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階事務所受付前及び各階のサービスステーションに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他相談窓口もございますのでご利用下さい。

| | |
|--------------------------------|------------------|
| 「神戸市保健福祉局介護指導課」 | TEL 078-322-6326 |
| 受付 8:45~12:00、13:00~17:30 (平日) | |
| 「神戸市消費生活センター」 | TEL 078-371-1221 |
| 受付 9:00~17:00 (平日) | |
| 「兵庫県国民健康保険団体連合会」 | TEL 078-332-5617 |
| 受付 8:45~17:15 (平日) | |

11. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、自動火災報知装置、火災通報装置、非常放送設備、誘導灯、非難器具、厨房設備の自動消化設備
- ・ 防災訓練 年2回

12. その他事項

(1) 記録

当施設は、利用者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

当施設は、利用者が記録の閲覧、コピーを求めた場合には、原則としてこれに応じます。

但し、家族等に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じません。

(2) 退所及びサービス提供の打ち切り

利用者及び家族等から退所の意思表示をすることにより、入所利用を解除・終了することができます。

また、当施設から利用者及び家族等に対し、3週間以上の予告期間をもって次に掲げる場合には入所利用を解除・終了することがあります。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合
- ③ 利用者の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、当施設で防止が困難な場合
- ④ 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をするおそれが極めて大きく、当施設で防止が困難な場合
- ⑤ 利用者の病状若しくは心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑥ 他の介護施設への入所が決まり、退所が明確になった場合
- ⑦ 死亡により退所する場合
- ⑧ 利用者もしくは支払い義務者、連帯保証人が正当な理由なく、本契約に定める利用料金を3か月以上滞納し、かつ、その支払の督促に応じない、または限度額の範囲での負担に応じなかったとき
- ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障等により当施設が利用できない場合
- ⑩ 故意に法令違反その他利用継続が困難となるような重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- ⑪ その他、双方の信頼関係の構築または継続が難しく、利用継続困難となるようなやむを得ない理由による場合

(3) 賠償責任

施設サービスの提供にあつて、当施設の事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、損害を賠償するものとします。

利用者の事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び家族等は、連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(4) その他定めのない事項

定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は家族等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護保健施設サービス（入所）について

1. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、利用者及び家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

2. 利用料金

（別添1）「介護老人保健施設すばる六甲 介護保健施設サービス利用者負担一覧」をご参照ください。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護について

1. 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者及びご家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 利用料金

（別添2）「介護老人保健施設すばる六甲 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護利用者負担一覧」をご参照ください。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションについて

1. 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者及び家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 利用料金

(別添3)「介護老人保健施設すばる六甲 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション利用者負担一覧」をご参照ください。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションについて

1. 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションは、要介護又は要支援状態にある者の自宅を訪問し、利用者が可能な限り自宅において自立した日常生活が継続できるよう、計画に基づき理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図り又は目指すことを目的とする。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 利用料金

（別添4）「訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション利用者負担一覧」をご参照ください。